

令和4年度第1回岩手県環境審議会自然・鳥獣部会

日時：令和4年7月27日（水）

午後2時から午後3時30分まで

場所：岩手県森林組合会館大研修室

次 第

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

(1) 岩手県環境審議会自然・鳥獣部会会長の選任について

(2) 岩手県環境審議会自然・鳥獣部会会長職務代理者の指名について

(3) 鳥獣保護区特別保護地区の指定について

4 報告

ツキノワグマの狩猟期間の延長について

5 その他

6 閉 会

岩手県環境審議会自然・鳥獣部会委員名簿(令和4年度)

	氏 名	所属及び職	備考
1	阿 部 江 利 子	JA岩手県女性組織協議会 監事	
2	菅 野 範 正	(公社)岩手県猟友会 副会長	
3	渋谷 晃 太郎	岩手県立大学研究・地域連携本部 名誉教授	
4	鈴木 まほろ	岩手県立博物館 主任専門学芸員	
5	鷹 觜 紅 子	岩手県森林・林業会議 幹事	
6	辻 盛 生	岩手県立大学総合政策学部 教授	
7	山 内 貴 義	岩手大学農学部 准教授	

7 名

注) 五十音順

陸前高田市椿島鳥獣保護区特別保護地区指定(再指定)計画書

1 名称

陸前高田市椿島鳥獣保護区特別保護地区

(現在の名称：陸前高田市椿島・青松島鳥獣保護区特別保護地区)

2 区域

陸前高田市椿島鳥獣保護区の一円の区域

3 保護に関する指針

(1) 指定区分

集団繁殖地の保護区

(2) 指定目的

椿島は広田半島の南端広田崎の南東約 1km の洋上にあり、全島花崗岩からなっている。

当該区域は、ウミネコの繁殖地として有名であり、国の天然記念物に指定されていることもあり、自然環境が保全されており、鳥獣の生息地として特に重要な区域となっている。

このことから、当該区域を鳥獣保護区特別保護地区に指定し、鳥獣の生息環境の保全及び保護繁殖を図るものである。

(3) 管理方針

ア 当該特別保護地区については、鳥獣の生息環境を保全するため、現状のままの保全を基本とする。

イ 定期的な鳥獣の生息状況モニタリング調査を通して、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

ウ 生活環境被害等の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の実情を十分考慮して適切に対応する。

4 区域に編入しようとする土地の面積及びその内訳

総面積 1 ha

(1) 形態別内訳及び所有者別内訳

形態別内訳		所有者別内訳	
林野	—	国有地	—
農耕地	—	県有地	—
水面	—	市町村有地	1ha
その他	1ha	私有地等	—

(2) 他の法令による規制区域

自然公園法 (国立公園特別地域) 1 ha

文化財保護法 国の天然記念物 1 ha

森林法 1 ha (魚つき保安林)

5 指定期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで（10年間）

6 指定しようとする土地における鳥獣の生息状況等

(1) 当該地域の概況

椿島は広田半島の南端広田崎の南東約1kmの洋上にあり、全島花崗岩からなっている。

当該区域は、ウミネコの繁殖地として有名であり、国の天然記念物に指定されていることもあり、自然環境が保全されており、鳥獣の生息地として特に重要な区域となっている。

(2) 生息している主な鳥獣（鳥獣保護区を含む）

ア 鳥類

ウミネコ、ハクセキレイ、セグロセキレイ、シノリガモ、ウミアイサ、ウミウ、ヒメウ、セグロカモメ、トビ、ハシブトガラス、ムクドリ、ホオジロ、カワヒワ、エナガ、ヒヨドリ、ウグイス、センダイムシクイ、イワツバメ、コゲラ、キジバト、アオジ、メジロ、アマツバメ、シジュウカラ、ゴイサギ、カモメ等

イ 獣類

なし

7 当該地域の農林作物の被害状況

特になし

8 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該区域内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより、被害を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

9 区域縮小の概要及び理由

(1) 概要

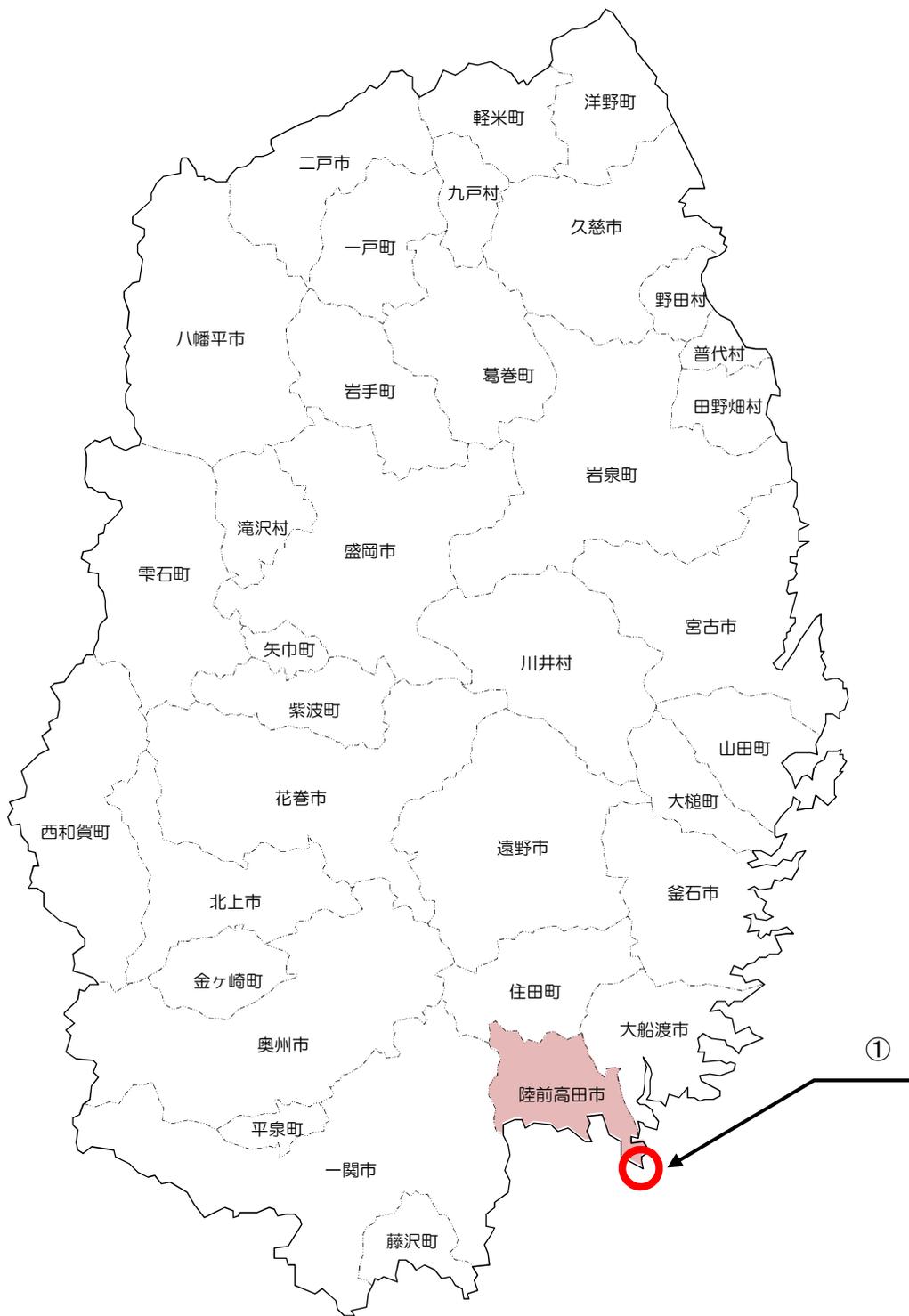
青松島を鳥獣保護区特別保護地区から除外するもの。

(2) 縮小する理由

今回、対象から除外する青松島は、昭和44年に岩手県から名勝及び天然記念物に指定され、ウミネコの繁殖を阻止することが保存の要件の一つとなっており、鳥獣保護区の方針との整合がとれていなかった。

今般、青松島を除外することで、天然記念物としての景観等の保全が図られるため区域を縮小して再指定を行うこととする。

令和4年度再指定鳥獣保護区特別保護地区位置図

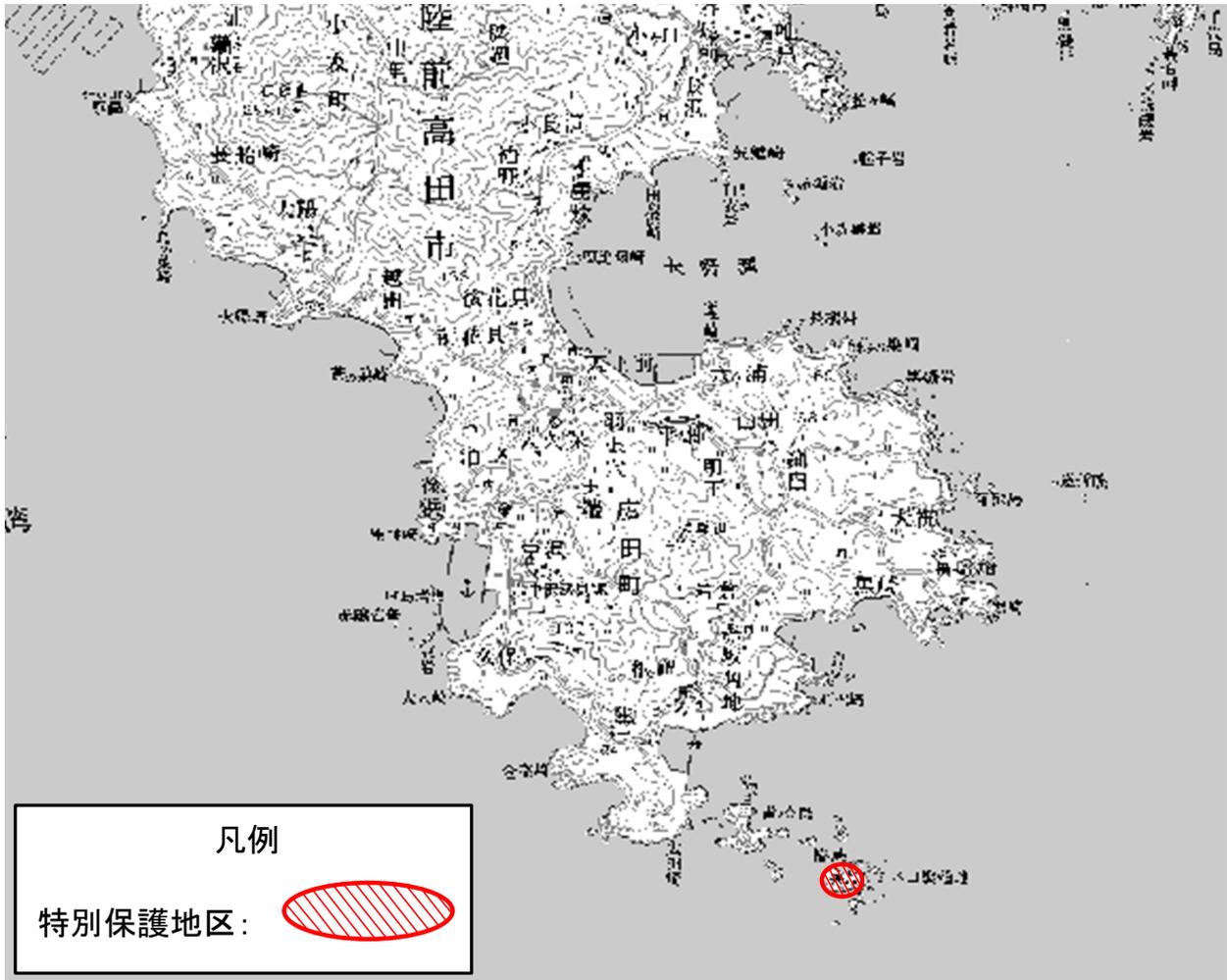


 : 該当市町村

① 陸前高田市樺島鳥獣保護区特別保護地区(再指定)

(別紙1)

鳥獣保護区等区域図面 (縮尺1/50,000)



名称	陸前高田市椿島鳥獣保護区(特別保護地区)	面積	1 ha
期間	令和4年11月1日～令和14年10月31日		
範囲	陸前高田市椿島一円		

鳥獣の保護及び鳥獣保護区特別保護地区について

1 制度の概要

(1) 鳥獣保護区

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。)第 28 条第 1 項に基づき、鳥獣の保護を図るため特に必要があると認められるときに知事が指定し、鳥獣の捕獲若しくは殺傷又は鳥類の卵の採取若しくは損傷が禁止される。

開発等に規制はないが、区域内の土地又は木竹の所有者は、鳥獣の生息及び繁殖のため、知事が設置する営巣、給水、給餌等施設設置に対し拒否ができなくなる。

(2) 鳥獣保護区特別保護地区

法第 29 条第 1 項に基づき、鳥獣保護区内において、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地保護を図るため、特に必要と認めるときに知事が指定し、水面の埋立て、木竹の伐採、工作物等の新築等、一定の行為が規制(許可行為)される。

指定期間は、鳥獣保護区の存続期間内と同様。

2 県内の指定状況

(1) 令和 4 年 10 月 31 日まで

①鳥獣保護区	129 箇所 (127,973ha)
②鳥獣保護区特別保護地区	12 箇所 (6,188ha)

(2) 令和 4 年 11 月 1 日以降(予定)

①鳥獣保護区	129 箇所 (127,972ha)
②鳥獣保護区特別保護地区	12 箇所 (6,187ha)

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（抜粋）

（鳥獣保護区）

第二十八条 環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣の種類その他鳥獣の生息の状況を勘案して当該鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、それぞれ次に掲げる区域を鳥獣保護区として指定することができる。

- 一 環境大臣にあつては、国際的又は全国的な鳥獣の保護のため重要と認める区域
- 二 都道府県知事にあつては、当該都道府県の区域内の鳥獣の保護のため重要と認める区域であつて、前号に掲げる区域以外の区域

（特別保護地区）

第二十九条 環境大臣又は都道府県知事は、それぞれ鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域を特別保護地区として指定することができる。

- 4 第2項の規定は第1項の規定による指定の変更について、第3条第3項の規定は第1項の規定により環境大臣が行う指定及びその変更（特別保護地区の区域を拡張し、又は存続期間を延長するものに限る。）について、第4条第4項及び第12条第4項の規定は第1項の規定により都道府県知事が行う指定及びその変更（第4条第4項の場合にあつては、特別保護地区の区域を拡張し、又は存続期間を延長するものに限る。）について、第十五条第2項、第3項、第13項及び第14項並びに第28条第2項から第6項までの規定は第1項の規定による指定及びその変更（同条第3項から第6項までの場合にあつては、特別保護地区の区域を拡張し、又は存続期間を延長するものに限る。）について準用する。

（鳥獣保護管理事業計画）

第四条 都道府県知事は、基本指針に即して、当該都道府県知事が行う鳥獣保護管理事業の実施に関する計画（以下「鳥獣保護管理事業計画」という。）を定めるものとする。

- 4 都道府県知事は、鳥獣保護管理事業計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第51条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関（以下「合議制機関」という。）の意見を聴かなければならない。

鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針

(令和3年10月告示)

Ⅲ 鳥獣保護管理事業計画の作成に関する事項

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

4 特別保護地区の指定

鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図る上で、生息環境の保全は極めて重要であることから、指定された鳥獣保護区においては下記の保護区の区分に従い特別保護地区及び同地区内の鳥獣保護管理法第29条第7項第4号に基づく区域(以下「特別保護指定区域」という。)の指定を積極的に進める。

このため、特に良好な生息環境の確保が求められる大規模生息地、集団渡来地、集団繁殖地及び希少鳥獣生息地の保護区については、全箇所について特別保護地区を指定するよう努める。なお、特別保護地区の指定に当たっては、指定の期間を、鳥獣保護区の指定期間に一致させるとともに、特別保護地区を鳥獣の安定した生息の場とするため、直接狩猟可能区域等と接するのではなく、できる限り鳥獣保護区等狩猟が禁止された区域に取り囲まれるよう配慮する。

(1) 森林鳥獣生息地の保護区

良好な鳥獣の生息環境となっている区域について指定するものとし、指定箇所数の2分の1以上の地区につき、それぞれの面積の10分の1以上を指定するよう努める。

(2) 大規模生息地の保護区

猛禽類や大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息し、当該保護区において必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。

(3) 集団渡来地の保護区

渡来する鳥獣の採餌場又はねぐらとして必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。

(4) 集団繁殖地の保護区

保護対象となる鳥類、コウモリ類及び海棲哺乳類の繁殖を確保するため必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。

(5) 希少鳥獣生息地の保護区

保護対象となる鳥獣の繁殖、採餌等に必要な区域を広範囲に指定するよう努める。

(6) 生息地回廊の保護区

保護対象となる鳥獣の移動経路として必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。

(7) 身近な鳥獣生息地の保護区

鳥獣の誘致又は鳥獣保護思想の普及啓発上必要と認められる区域について指定する。

ツキノワグマの狩猟期間の変更について

1 変更内容

ツキノワグマの推定生息数が 3,400 頭から 3,700 頭に増加したことを受け、冬眠明けのツキノワグマに対し、狩猟行為により人の怖さを学習させ、人里への出没等の抑制を図ることを目的として、現在の狩猟期間（11 月 1 日から 2 月 15 日）を 11 月 15 日から 2 月 末日に延長するものです。

2 各種計画における方針

令和 3 年度に策定した第 5 次ツキノワグマ管理計画に上記の方針を記載しているものです。

（第 5 次ツキノワグマ管理計画抜粋）

7 管理の実施

基本的目標の達成のため、下記の施策を実施する。

(1) 個体数管理

（略）

ウ 狩猟期間の延長

冬眠前及び冬眠明けのツキノワグマに対し、狩猟行為により人の怖さを学習させ、人里への出没等の抑制を図ることを目的に、ツキノワグマの狩猟期間を延長し、以下のとおりとする。

（延長前）11 月 15 日から翌年 2 月 15 日まで

（延長後）11 月 1 日から翌年 2 月 末日まで

※11 月 1 日から 11 月 15 日の延長は、以前から実施しているもの。